

請 願 文 書 表

受付番号	第14号
受付年月日	令和6年5月21日
件名	緊急事態に関する国会審議を求める意見書提出についての請願書
請願者	三田市 XXXXXXXXXX ニューレジリエンスさんだ 見野 裕重
要旨	<p><請願の趣旨></p> <p>パンデミックや大規模自然災害に強い社会の実現にむけ、国会において建設的かつ広範な論議を促進するように、貴議会として意見書の提出を要望する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症は長期にわたって全国各地で拡大し、様々な影響を及ぼしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。あわせて、医療従事者や病床の不足が生じ、医療崩壊の危機に直面するという想定されなかった事態も発生した。</p> <p>また、今後30年以内に高い確率で首都直下型地震や南海トラフ巨大地震の発生が予想されている。6400余名の犠牲者を出した阪神・淡路大震災をはじめ、東日本大震災や近年頻発している大規模自然災害では、災害廃棄物の撤去が思うように進まず、また支援物資の輸送の遅れも発生し、被災した地方自治体の行政機能の停止等も問題となった。本年1月1日に発生した能登半島地震など、毎年のように全国各地で甚大な被害をもたらす大規模自然災害が発生している。</p> <p>我が国は、これまで感染症の拡大や大規模自然災害とって緊急事態に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法や災害対策基本法などにより対処してきたが、今後、より重大な緊急事態が発生した場合には、従来の法体系では対応できなくなるおそれもある。そのため感染症や自然災害に強い社会をつくり、緊急時において国民の命と生活を守るための施策と法整備は我が国の喫緊の課題である。したがって、根拠規定たる憲法について国会が早急に議論に取り組み、国民的議論を喚起する必要がある。</p> <p><請願事項></p> <p>1990年以降、今日までに制定された103か国の憲法では、すべての国において緊急事態条項が設定されている。我が国においても緊急事態に国民の生命と財産を守れるよう、国会において建設的かつ広範な憲法論議を促進する意見書の提出を要望する。</p>
紹介議員	幸田 安司
付託委員会	経営政策常任委員会